

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 高砂香料工業株式会社

【英訳名】 TAKASAGO INTERNATIONAL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 榊村 聡

【本店の所在の場所】 東京都大田区蒲田5丁目37番1号

【電話番号】 03 - 5744 - 0516

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 笠松 弘典

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区蒲田5丁目37番1号

【電話番号】 03 - 5744 - 0516

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 笠松 弘典

【縦覧に供する場所】 高砂香料工業株式会社大阪支店
(大阪市北区堂島浜1丁目4番16号アクア堂島NBFタワー6階)

高砂香料工業株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦1丁目10番27号カネヨビル3階)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額 396,763,700円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、榊村聡、野依良治、中西春生、三田雅幸、笠松弘典、松尾孝司、藤原久也、アルフレド・エー・アスンシオン、山形達哉、染川健一の各氏を選任する。

第3号議案 株式併合の件

イ 併合の割合

当社普通株式5株を1株の割合で併合する。

ロ 発行可能株式総数の変更

発行可能株式総数を3億株から6千万株に変更する。

ハ 効力発生日

平成27年10月1日

第4号議案 定款の一部変更の件

イ 発行可能株式総数を6千万株に変更する。

ロ 単元株式数を100株に変更する。

ハ 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結できるようにする旨の規定を新設する。

ニ 上記八での条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行う。

ホ 本定款一部変更の効力は第3号議案に係る株式併合の効力発生日に生じることとする。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役8名及び監査役3名に対し、役員賞与総額10,290千円（取締役分8,090千円、監査役分2,200千円）を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%) (注)4
第1号議案 剰余金の配当の件	86,540	242	5	(注)1	可決 99.37
第2号議案 取締役10名選任の件					
榊村 聡	83,957	2,825	5	(注)2	可決 96.40
野依 良治	63,338	23,444	5		可決 72.72
中西 春生	85,701	1,081	5		可決 98.40
三田 雅幸	85,701	1,081	5		可決 98.40
笠松 弘典	85,900	882	5		可決 98.63
松尾 孝司	85,909	873	5		可決 98.64
藤原 久也	85,909	873	5		可決 98.64
アルフレド・エー・ アスンシオン	85,886	896	5		可決 98.61
山形 達哉	85,895	887	5		可決 98.62
染川 健一	85,894	888	5		可決 98.62
第3号議案 株式併合の件	86,675	107	5	(注)3	可決 99.52
第4号議案 定款の一部変更の件	84,941	1,841	5	(注)3	可決 97.53
第5号議案 役員賞与支給の件	86,236	546	5	(注)1	可決 99.02

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 4. 賛成割合の算出方法は、本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。